

第8回（仮称）はりま新宮小中一貫校開校準備委員会
一次 第一

日時 令和7年9月2日（火）
午後7時から
場所 新宮総合支所第1会議室

1 開 会

2 議 事

- （1）（仮称）はりま新宮小中一貫校 校章デザイン募集要項（案）について
【資料1】

3 報告事項

- （1）（仮称）はりま新宮小中一貫校 校歌の作成にかかる小学校区部会での意見について【資料2】

4 そ の 他

5 閉 会

(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会委員

校区等	氏名	選出団体	備考
西栗栖小学校	今 江 伸	地 区 自 治 会	委員長
	山 田 響 子	小 学 校 P T A	
	竹 林 絢 加	未 就 学 児 保 護 者	
	田 渕 直 子	小 学 校 校 長	
東栗栖小学校	保 田 義 一	地 区 自 治 会	
	上 田 哲 也	小 学 校 P T A	
	前 床 佐 和 子	未 就 学 児 保 護 者	
	香 田 有 紀 子	小 学 校 校 長	
香島小学校	田 中 一 典	地 区 自 治 会	
	前 川 あ い	小 学 校 P T A	
	荒 木 健 太 郎	未 就 学 児 保 護 者	
	前 川 正 樹	小 学 校 校 長	
新宮小学校	河 井 由 一	地 区 自 治 会	
	木 南 裕 樹	小 学 校 P T A	副委員長
	北 川 早 希 子	未 就 学 児 保 護 者	
	井 口 浩 一	小 学 校 校 長	
越部小学校	菅 野 豊	地 区 自 治 会	
	久 保 真 依	小 学 校 P T A	
	堂 野 能 伸	未 就 学 児 保 護 者	
	竹 元 健 二	小 学 校 校 長	
新宮中学校	重 石 貴 央	中 学 校 P T A	
	圓 田 雅 也	中 学 校 校 長	

(敬称略)

(仮称) はりま新宮小中一貫校校章デザイン募集要項 (案)

- 1 **募集目的** 令和10年4月に開校する(仮称)はりま新宮小中一貫校の校章デザインを多くの方々から募集することにより、同校が、そこに通う児童・生徒だけではなく、地域の皆様からも長く愛され、親しまれる学校となることを目的とする。
- 2 **募集内容** (仮称) はりま新宮小中一貫校の校章デザイン
※開校準備委員会において、(仮称) はりま新宮小中一貫校では学校のシンボルとなる校章を1つ使用することが決定しました。
- 3 **応募資格** 本市新宮町にゆかりのある方(新宮町に在住・在勤・在学の方又は過去に新宮町在住の方等)とする。
※ 年齢、プロ・アマは問わない。
※ 未成年者は、保護者の同意が必要。
(ただし、学校から提出のあった分については、同意が不要。)
- 4 **応募点数** 応募は、一人3点までとする。
- 5 **募集期間** 令和7年9月10日(水) から令和7年10月31日(金) まで
※ 郵送の場合は、募集期間内必着とする。
- 6 **応募方法** 応募は、次のいずれかの方法により行う。
 - (1) 応募箱への投函による応募
応募用紙に必要事項を記入し、以下に設置する応募箱に投函する。
 - ・ たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
 - ・ 新宮総合支所地域振興課
 - ・ 新宮公民館
 - ・ 新宮図書館
 - ・ 新宮町内のコミュニティセンター(西栗栖・東栗栖・香島・越部)
 ※新宮中学校区内の小・中学校に通学する児童・生徒は、学校に提出することが可能。
 - (2) 郵送による応募
応募用紙に必要事項を記入し、小中一貫教育推進課まで郵送する。
 - (3) 応募フォームによる応募
専用QRコードを読み取り、応募フォームに必要事項を記入して送信する。
 - ・ 作品データは、JPEG・GIF・PNG形式のものとする。
 - ・ 作品データのサイズは、1点当たり5MB以内とする。
 - ・ 複数の作品を応募される場合は、必ず作品ごとに応募する。
 - (4) 電子メールによる応募
市ホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して小中一貫教育推進課のメールアドレスへ送信する。
 - ・ 作品データは、JPEG・GIF・PNG形式のものとする。
 - ・ 作品データのサイズは、1点当たり5MB以内とする。

- ・複数の作品を応募される場合は、必ず作品ごとに応募する。
- ・応募の際は、メールの件名を「(仮称) はりま新宮小中一貫校 校章デザイン応募」とする。

7 選考方法 応募されたデザインの中から(仮称)はりま新宮小中一貫校開校準備委員会において選考し、最優秀賞1点、優秀賞5点程度を決定する。

8 表彰 最優秀賞(副賞3万円)及び優秀賞に賞を贈呈し、表彰する。
最優秀賞に選出された作品のデザインを(仮称)はりま新宮小中一貫校の校章に採用する。

9 発表 受賞者には直接通知するとともに、本市のホームページにて採用デザインを掲載する。受賞者以外の応募者への個別の通知は行わない。

10 応募に関する留意事項

- (1) 応募デザインは、自作で、未発表のものに限る。他者の著作権、商標などの権利を侵害しないようにすること。権利侵害の損害賠償等について、たつの市教育委員会は、一切の責任を負わないものとする。なお、採用デザインに他者の模倣、権利侵害等が認められたときは、採用を取り消すこととする。
- (2) デザインの説明(作品の意図や作品に込めた思い等)を必ず記入すること。
- (3) (仮称)はりま新宮小中一貫校の学校名選定理由を参考にデザインを作成し、応募すること。
- (4) 現在の小中学校の校章と同じデザインは、応募の対象とならない。
- (5) カラー・単色は問わない。
- (6) 選考内容についての問い合わせ及び選考結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。
- (7) 採用されたデザインは、専門事業者が一部補正して完成させることとする。
- (8) 本募集により決定した校章デザインに関する一切の権利は、たつの市教育委員会に帰属するものとする。
- (9) 応募内容について、たつの市教育委員会から応募者へ問い合わせをする場合がある。
- (10) 応募者の個人情報、本募集に関すること以外には使用しない。ただし、採用デザインの作成者の氏名は、公表する。
- (11) 応募いただいた校章デザインは、返却しない。

11 応募・問い合わせ先

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1
たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
電話 0791-64-3020
メール shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

(仮称)はりま新宮小中一貫校の校章デザインを募集

新宮地域の5つの小学校と1つの中学校がひとつになり、小学1年生から中学3年生までの児童・生徒が同じ校舎で学ぶ「(仮称)はりま新宮小中一貫校」が令和10年4月に開校します。この度、開校準備委員会において、(仮称)はりま新宮小中一貫校では学校のシンボルとなる校章を1つ使用することが決定しました。本校が、そこに通う児童・生徒だけではなく、地域の皆様からも長く愛され、親しまれることを願い、校章デザインを募集します。

募 集 内 容	「(仮称)はりま新宮小中一貫校」の校章デザイン ※ デザインの説明(作品の意図や作品に込めた思い等)を必ず記入してください。 ※ (仮称)はりま新宮小中一貫校の学校名選定理由(下記参照)を参考にデザインを作成し、応募してください。 ※ カラー・単色は問いません。 ※ 自作で、未発表のものに限ります。現在の小中学校の校章と同じデザインも応募の対象となりません。
応 募 で き る 方	本市新宮町にゆかりのある方(新宮町に在住・在勤・在学されている方、新宮町に過去にお住まいになられていた方等) ※ 年齢、プロ・アマは、問いません。 ※ 未成年者は、保護者の同意を得て、応募してください。
応 募 点 数	一人3点まで
募 集 期 間	令和7年10月31日(金)まで(郵送の場合は、募集期間内必着)
表 彰	最優秀賞1点(副賞3万円)、優秀賞5点程度に賞を贈呈し、表彰します。最優秀賞に選出された作品のデザインを(仮称)はりま新宮小中一貫校の校章に採用します。

(仮称)はりま新宮小中一貫校の学校名選定理由

応募いただいた学校名の半数以上に「新宮(しんぐう)」が使用されており、「新宮」という名称を大切にする住民の思いが表れていること、また、「新宮」という地名が全国にある中で、それらの名称と区別するとともに、見る人に柔らかな印象を持っていただくため、平仮名で「はりま」を付けた名称としました。

応募方法(次のいずれかの方法により応募してください。)



① 応募箱への投函か郵送による応募

応募用紙に必要事項を記入し、以下に設置する応募箱へ投函するか裏面の応募先へ郵送してください。
 ・ たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課 ・ 新宮総合支所地域振興課 ・ 新宮公民館
 ・ 新宮図書館 ・ 新宮町内のコミュニティセンター
 ※新宮中学校区内の小・中学校に通学する児童・生徒は、学校に提出することができます。

② 応募フォームによる応募

専用QRコードを読み取り、応募フォームに必要事項を入力して、送信してください。

- ・ 作品データは、JPEG・GIF・PNG形式のものとします。
- ・ 作品データのサイズは、1点当たり5MB以内とします。
- ・ 複数の作品を応募される場合は、必ず作品ごとに応募してください。

QR
コード

応募フォーム
QRコード

③ 電子メールによる応募

市ホームページに掲載している応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入して、裏面の応募先のメールアドレスへ送信してください。

- ・ 作品データは、JPEG・GIF・PNG形式のものとします。
- ・ 作品データのサイズは、1点当たり5MB以内とします。
- ・ 複数の作品を応募される場合は、必ず作品ごとに応募してください。
- ・ 応募の際は、メールの件名を「(仮称)はりま新宮小中一貫校 校章デザイン応募」としてください。

QR
コード

市ホームページ
QRコード

(仮称)はりま新宮小中一貫校 校章デザイン応募用紙

(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日 (歳)
連 絡 先	電話番号
	メールアドレス
学校名・学年 ※学生の場合	学年 年
勤務先 ※新宮町に在勤の場合	(名称) (所在地)
新宮町ゆかりの内容 ※新宮町在住・在勤・在学以外の方のみ	(例) 高校生まで新宮町内に住んでいた 等
保護者同意 ※応募者が未成年の場合	未成年の応募にあたって、保護者として同意します。 (保護者自署)
作 品 (校章デザイン)	
デザインの説明 ※作品の意図や作品に込めた思い等	

- ※ 応募デザインの中から、(仮称)はりま新宮小中一貫校開校準備委員会において選考し、採用デザインを決定します。
- ※ 選考内容についての問い合わせ及び選考結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。
- ※ 採用されたデザインは、専門事業者が一部補正して完成させます。
- ※ 応募いただく校章デザインは、他者の著作権、商標などの権利を侵害しないようにしてください。権利侵害の損害賠償等について、たつの市教育委員会は、一切の責任を負わないものとします。なお、採用デザインに他者の模倣、権利侵害等が認められたときは、採用を取り消します。
- ※ 本募集により決定した校章デザインに関する一切の権利は、たつの市教育委員会に帰属するものとします。
- ※ 応募いただいた内容について、たつの市教育委員会から応募者へ問い合わせをさせていただく場合があります。
- ※ 応募者の個人情報等は、本募集に関すること以外には使用しません。ただし、採用デザインの作成者の氏名は、公表しますので、ご了承ください。
- ※ 応募いただいた校章デザインは、返却しません。

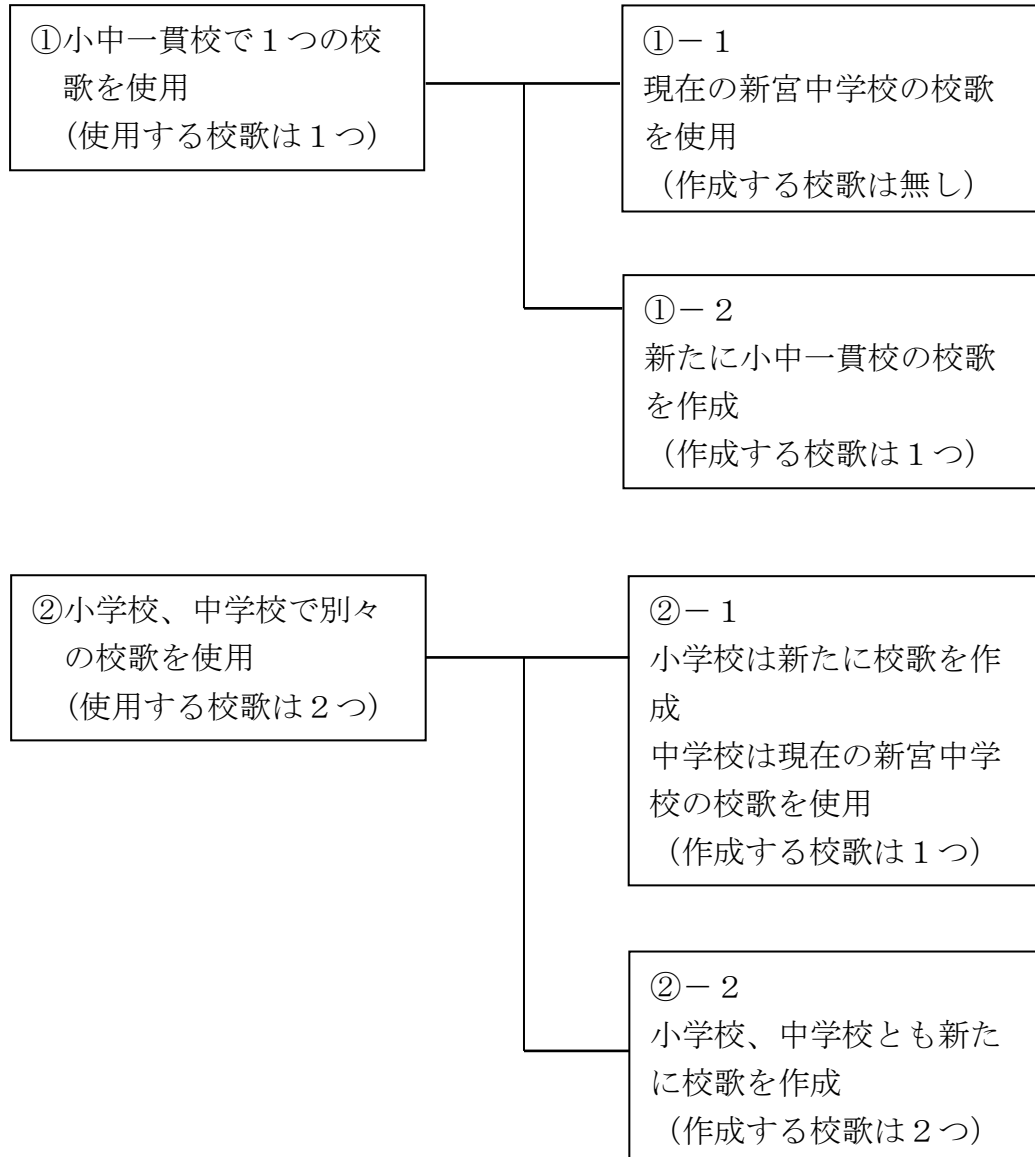
校章デザイン応募先・問い合わせ先

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1 たつの市教育委員会事務局 小中一貫教育推進課
 電話：0791-64-3020 メールアドレス：shochuikkan@city.tatsuno.lg.jp

(仮称) はりま新宮小中一貫校 校歌の作成に係る小学校区部会での意見について

小学校区	7 ページ作成数 (案) の ①-1 の意見	7 ページ作成数 (案) の ①-2 の意見	7 ページ作成数 (案) の ②-1 の意見
西栗栖 小学校区		現在の新宮中学校の校歌は、新宮地域の多くの人が歌えるため、小中一貫校全体の校歌として残し、小中一貫校になって小中の交流が生まれるということであれば、小学1年生から中学3年生までが歌える新しい校歌を開校に合わせて作る。	現在の中学校の校歌への親しみが強いのであれば、新しい中学校の校歌として残し、小学校の校歌は新しく作る。
東栗栖 小学校区			小学校は校歌を新しく作り、小学生が歌える内容の歌詞にする。中学校は統合しないので、行事に来られた地域の方々も歌うことができる現在の校歌をそのまま使用すれば良いと考える。
香島 小学校区	校舎が新しくなるが、歴史を残すという点から現在の新宮中学校の校歌を小中一貫校の校歌として使用すれば良い。「五つの郷を結ぶ」という点をはじめ、歌詞が良い。鳳山も今より近くなるので、校歌の内容が合う。また、リズムが取りやすく、中学生が小学生に教えることができるし、地域や卒業生の方々が歌えるという点も良い。		
新宮 小学校区		校章が1つであれば、校歌も1つの方が良いが、小学生にとって現在の新宮中学校の校歌は難しい。新宮中学校校歌のメロディーは残し、歌詞はアレンジしたり、意味を分かりやすくしたりして、新しい時代に合致する校歌を作成してはどうか。9 学年が一緒に同じ校歌を歌うことは圧巻だと思う。	卒業生としては何かを残してほしい気持ちはあるが、小学生が新宮中学校の校歌を歌うことは難しいと思う。小学校については新しい校歌を作成し、中学校は現在の校歌を使用してはどうか。
越部 小学校区	現在の中学校の校歌に「五つの郷」という言葉があり、5つの小学校が1つになることを示していて良い。また、新宮中学校に通っていた方みんなが歌えることも良い。	学校が新しくなるので、この機会に校歌も新しく1つ作ってはどうかと思う。5 番までつくって、それぞれの校区的特徴を出していくことも1つの案だと思う。式の時は1 番だけ歌うことで良いのではないか。	

(仮称) はりま新宮小中一貫校の校歌の作成数 (案)



(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) はりま新宮小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校に係る調整事項を協議するため、(仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、小中一貫校に関する次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。
- (2) 開校式典等記念イベントに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 新宮地域における地区自治会の代表
- (2) 別表に掲げる小中学校の校長
- (3) 別表に掲げる小中学校の保護者
- (4) 別表に掲げる小学校の学区における未就学児の保護者の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から小中一貫校の開校の前日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 通学手段及び小中一貫校の開校に伴い閉校する小学校の閉校記念式典等に関

する事項を協議するため、委員会に別表に掲げる小学校の学校区ごとに小学校区部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 新宮地域における地区自治会関係者
- (2) 別表に掲げる小学校の保護者
- (3) 別表に掲げる小学校の学校区における未就学児の保護者の代表者
- (4) 別表に掲げる小学校の学校関係者

3 部会の委員の任期は、委員会の例による。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

9 部会は、協議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育管理部小中一貫教育推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項又は第7条第7項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、小中一貫校の開校の前日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

学校名
西栗栖小学校、東栗栖小学校、香島小学校、新宮小学校、越部小学校、新宮中学校